

平成 31 年度 経営所得安定対策等 集落説明会資料

＜交付申請書・営農計画書の提出＞

平成 31 年 4 月 19 日までに由布市農業再生協議会に提出して下さい。

共済は任意加入制になりました。営農計画書の加入意思確認欄を必ず記載してください。

申請内容や作付内容に**変更が生じた場合**は、必ず **6 月末**までに由布市農業再生協議会まで御連絡ください。(以降の変更ができない場合があります)

由 布 市
由布市農業再生協議会

はじめに

この資料は、「経営所得安定対策」や「水田フル活用」等に関する説明用です。特に従来からの変更になった箇所を重点に記載しています。

共済細目書に記載する農地は、基本的に① 農地の所有者が同一世帯内にいる場合、又は ② 農業委員会で利用権設定をしている農地、③ 販売権を含む受委託契約を締結している農地であることが必要です。

共済細目書に上記の農地以外のは場がある方は、農業委員会や農政課で「利用権設定の手続き」を行っていただきますよう御願い申し上げます。

<目次>

I. 交付金を申し込むには？	1
II. 平成31年度の各種交付金とその要件等	2
III. 平成31年度の変更点	3
IV. これまでの主な留意点	4
V. 具体的な支援内容（経営所得安定対策）	7
VI. 具体的な支援内容（水田フル活用）	9
VII. 申請に必要な書類と全体の工程	16
VIII. 平成31年産米の生産の目安について	29
IX. その他の注意点（重要）	30
1. 交付申請書・営農計画書の提出について	30
2. J Aおおいた《中西部事業部》からのお知らせ	31

<本制度等の説明会について>

3月下旬頃から4月中旬の提出日前まで、御希望の集落に対して、本制度の内容や具体的な記載方法等について説明会を開催予定です。

説明会の開催を希望される集落の方は、各地区の自治委員さんや小組合長さんを通して、希望される日時を下記に連絡してください。

できるだけ希望に添えるように調整させていただきます。

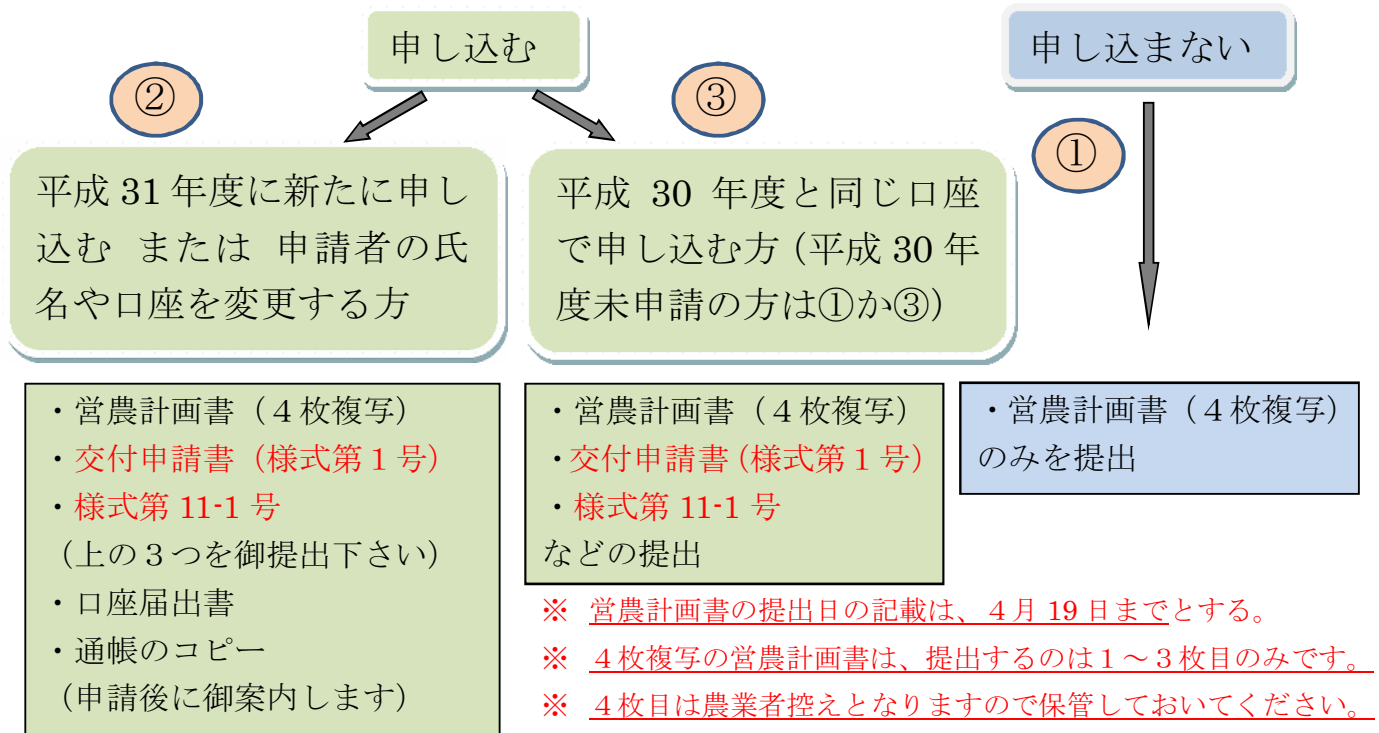
由布市農業再生協議会

tel : 097-547-7145 fax : 097-547-7146

e-mail : yufusisai@gmail.com

I. 交付金を申し込むには？

『営農計画書（4枚複写）』、『交付申請書』等の書類の提出が必要です。



【平成31年度の全体工程の概要】

※ 提出先は、由布市農業再生協議会又は各庁舎の地域整備課の担当係へ御願います。

- 【細目書（営農計画書）の提出】 提出締切日：4月19日
- 【交付金申請書等の提出】 提出締切日：6月14日（ナラシ申請者）
提出締切日：6月末日（他申請者）
- ※ 交付金申請書等とは、「交付金申請書」の外、必要に応じて下記の書類が必要です。
 - ・様式第11-1号 ・販売等契約書 ・自家利用計画書、利用供給協定書
 - ・新規需要米の計画書等 ・区長証明 ・その他、再生協議会が必要と判断したもの。
- 【現地確認】申請筆の作付内容の確認 7月末頃～8月末まで（地区毎）
9月以降（地区毎で未確認の筆）
- 【データ等の提出（1回目）】 締切日：10月30日
- 【交付金の支払い（1回目）】 12月
- 【新規需要米の数量報告等】 12月
- 【現地確認】申請筆の作付内容の確認 ～1月末まで
- 【データ等の提出（2回目）】 締切日：2月10日頃
- 【交付金の支払い（2回目）】 3月
- 【販売証明等の提出】 平成32年1月～締切日6月20日

Ⅱ. 平成 31 年度の各種交付金とその要件等

1. 経営所得安定対策

[目 的 等] 担い手農家の経営の安定に資する。

[対象農業者] 認定農業者、集落営農及び認定新規就農者

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） [詳しくは P7 へ](#)

- ①面積要件：規模要件は課さない
- ②対象作物：麦、大豆、そば、なたね
- ③交付金の支払い方法：数量払（希望に応じて営農継続支払が可能）
- ④その他：自家加工販売については、自家加工販売計画書兼実績報告書（第 9-4 号：当年の計画、前年の実績報告）を提出
そばの規格外品は対象外

(2) 米・畑作物の収入影響緩和対策（ナラシ） [詳しくは P8 へ](#)

- ①面積要件：規模要件は課さない
- ②対象作物：米、麦、大豆
- ③その他：当年産収入額の合計が標準収入額を下回った場合にその差額の 9 割を補てん。（対策加入者と国が 1：3 の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。

2. 水田活用の直接支払交付金

[目 的 等] 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田のフル活用を図る。

[対象農業者] 販売目的で水田に対象作物を生産（耕作）する農業者等

(1) 戦略作物助成 [詳しくは P9 へ](#)

- ①対象作物：戦略作物（麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）
- ②平成 26 年度から飼料用米、米粉用米には数量払いを導入。

(2) 産地交付金 [詳しくは P10 へ](#)

- ①地域で作成する「水田フル活用ビジョン」（由布市ホームページで当年度分を公開予定）に基づき、二毛作や耕蓄連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援。
- ②国からの配分額の範囲内で、県や地域の再生協議会が助成内容を設定。
- ③以下の取組に対して、追加配分を行う。

・飼料用米、米粉用米の多収品種への取組	12,000 円／10a
・そば、なたねの作付の取組（基幹のみ）	20,000 円／10a
・新市場開拓用米の取組（基幹のみ）	20,000 円／10a
・畑地化（交付対象水田からの除外）	105,000 円／10a

Ⅲ. 平成 31 年度の変更点

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）について

平成 29 年度から交付金単価が見直されました。さらに、TPP11 の発行に伴い H31 年度は小麦を 50 円/60kg、はだか麦を 40 円/60kg 引き上げる予定です。

2. 共済加入に係る変更点

共済への加入が任意加入制になります。

⇒ 営農計画書の加入意思確認欄を必ず記載し、4 月 19 日までに由布市農業再生協議会へ提出してください。

3. 新規需要米の交付金の支払い時期について

新規需要米の出荷数量報告（4-13 号）等が 11 月 20 日までに提出されないと 3 月支払となります。

⇒ これまでは 12 月 20 日までの提出でしたが、約 1 ヶ月早まります。

4. 産地交付金（二毛作助成、耕蓄連携助成）に係る変更点

県の要件である二毛作助成、耕蓄連携助成の対象となる飼料作物が変更となっています。⇒ p11 の対象作物を参照してください。

5. 産地交付金（にんにく作付）に係る変更点

“にんにく”に対する交付金の要件が、基幹又は二毛作となります。

⇒ 出荷年度が交付金の対象年度です。

- ① 裏作でにんにくを作付した場合（前年度に“にんにく”を作付し、基幹で米等を作付する場合）も交付金の対象となります。

6. 交付対象水田について

以下のいずれかに該当するものを除いた前年度の交付対象水田

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地。
② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地。
③ 再生利用交付金の交付対象となった農地。
④ 平成30年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地。
⑤ 産地交付金の畑地化の取組の対象となる農地

IV. これまでの主な留意点

1. 米の交付金について

平成30年度から、主食用米に対する交付金はなくなりました。

行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者（産地）の主体的な判断により需要に応じた生産・販売が行われます。

2. 産地交付金の変更点 P10～P15 を参照されたい

以下に示す「3つの見直しポイント」により、取組内容が見直されました。
個票の要件や単価等は、4月以降に確定されます。

- ① 複雑な「枠設定」や「使途・単価の範囲」の規程を廃止し、シンプルな構造とする。
- ② 全国一律の基準を改め、地域ごとの実状に応じて、収益力の向上に資する取組を後押しする仕組みとする。
- ③ 効果を確認しながら、使途や単価の見直しを行えるよう。PDCAサイクルで効率的に執行する。

2. 1 二毛作、耕蓄連携の助成（平成29年度からの変更）

平成29年度から、二毛作助成、耕蓄連携助成は、産地交付金による交付に変更されています。耕蓄連携の筆は、別冊の「営農計画書の記入方法」⑭及び⑰の欄に記載してください。

交付金の支払いはいずれも年度末（3月支払）となっています。

平成30年度の交付単価は、以下のとおりです。

本年度も、県への交付額と県全体の取組面積により、単価は変わります。

（平成31年度の単価は、平成32年1月頃に確定予定です）

＜平成30年度 二毛作及び耕蓄連携の交付金単価＞

項 目	二毛作助成	耕 蓄 連 携		
		稲わら利用	水田放牧	資源循環
単価（円／10a）	14,600	13,000	13,000	13,000

3. 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地についての一部改正について

米を生産する機能を有していない農地は、交付対象農地から除外されます。

具体には、① 畦畔等がなく、たん水機能を有しない農地（一時的なものを除く）、② 用水設備を有しない農地又は土地改良区に対して、水田に係る賦課金が支払われていない農地のいずれかの条件の農地は交付対象農地から除外します。

4. 飼料用米に対する水稻共済加入について

平成 29 年度より、多収品種を含むすべての飼料用米に対して、水稻共済加入が可能となりました。

水稻共済への加入を希望する場合は、営農計画書（水稻共済細目書異動申告票）の共済加入意思確認欄で、“加入する”に○を記載し、作付品種名を必ず記載してください。

「多収品種」とは、子実の収量が大きいことが確認された下記の品種と非主食用途として特に認められた「タチアオバ」です。

いわいだわら	えみゆたか	オオナリ	きたあおば
きたげんき	北瑞穂	クサノホシ	クサホナミ
タカナリ	たちじょうぶ	ふくひびき	べこあおば
べこごのみ	北陸 193 号	ホシアオバ	まきみずほ
ミズホチカラ	みなみちから	みなゆたか	モグモグあおば
もちだわら	モミロマン	夢あおば	ゆめさかり

5. 営農計画書の水田面積について（平成 27 年度から）

営農計画書に記載された交付対象水田について、以下のいずれかの方法によるものと定期的に確認します。

ア 実測

イ 水稻共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

水稻共済細目書（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）の他、固定資産課税台帳、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合。

「作付面積」とは、実際に作付されている面積であり、ほ場全体の面積ではありません。

6. 施設園芸（ビニールハウス等）における交付対象面積について

交付対象水田の面積には、畦畔、はざ場等の作物の作付が不可能な農地は含みません。施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は、生産に用いる施設の面積とします。

露地にも作付する場合は、その面積と作物名を施設園芸と**区別して**細目書に**併記**してください。

7. 自家採取した多収品種の種子を用いる場合の確認書類について

飼料用米の多収品種の取組で、自家採取した多収品種の種子を用いる場合には、種子購入伝票の写しに代えて、多収品種の種子のこれまでの増殖実績を記した書類（様式第3号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを添付することになります。（前年度までの自家採取の計画と実績があることが必要な要件）

「水田活用の直接支払交付金実施要領」（平成27年9月30日付け 一部改正）において、要領が一部改正されました。

8. 飼料用米の数量払いへの作況調整の導入について（平成28年度から）

飼料用米等の数量払いに作況調整を導入し、標準単収値を当年秋の作況により調整し、交付単価を決定する仕組みとなっています。

※ 平成30年度は、玄米換算値で当初の489(kg/10a)から484(kg/10a)となりました。

V. 具体的な支援内容（経営所得安定対策）

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に、畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を生産数量目標に従って作付・検査を受けて出荷販売する“数量払”を行う取組に対する交付金です。

○諸外国との生産条件の格差に不利がある国産農産物について、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する額を直接交付する取組です。

○単収や品質の向上に向けた農業者の努力が反映されるように、“数量払”を基本とします。また、希望に応じて面積払（営農継続支払）をその内金として先払いされます。

※ 営農継続支払は当年の作付が確認された段階で支払われます。数量払分は、出荷・販売数量や品質に応じた額が確定後、営農継続支払の分を差し引かれて交付されます。

※ ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは対象となりません。

※ 麦、大豆、そばの農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象。

○交付額

（1）営農継続支払（面積払）

当年産の作付面積に応じて交付される。（水田、畑地の区別はなし）

交付単価は2万円／10a（そばは1.3万円／10a）。

（2）数量払（品質加算）

畑作物毎に、当年産の出荷・販売数量や品質（等級）による格差（品質加算）に応じて交付されます。

○需要に応じた生産を図るため、下記のいずれかを締結していることが必要。

①農協等の集荷業者と実需者との間で締結された播種前契約に基づく、農業者の出荷契約（委託販売）

②農業者と実需者との間で締結した播種前契約（直接販売）

○営農計画書（共済細目書）では、畑地の耕地番号は千番台で記載されてきます。

○集落営農とは、①代表者を定めた規約を作成し、②対象作物について「共同販売経理」を行っているもの（集落営農の加入要件が見直され、2要件に緩和されています）

○理由書の対象となる由布市の基準単収値は、下記のとおりです。（単位 kg/10a）

畑作物	小麦	裸麦	大豆	そば
由布市	170	218	85	52

◆営農継続支払の交付金を受けた方は、数量払の交付対象数量が対象作物ごとに設定した生産予定数量（地域別に設定した基準単収）の2分の1に達しない場合には、交付金の返還対象となります。

◆ただし、基準単収を大きく下回ったことの理由書の提出により 自然災害等の合理的な理由によることが確認できればその限りではありません。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に、収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営が可能なように農業者拠出に基づくセーフティネットとして品目毎の差額に交付

○対象者でナラシ対策への加入を希望される方は、6月頃に加入申請の御案内を送付しますので、P20の交付申請書の②の右欄「収入減少緩和対策（ナラシ）の申請」の“する”を丸で囲っておいてください。

○対象品目は、米・麦・大豆の3品目。

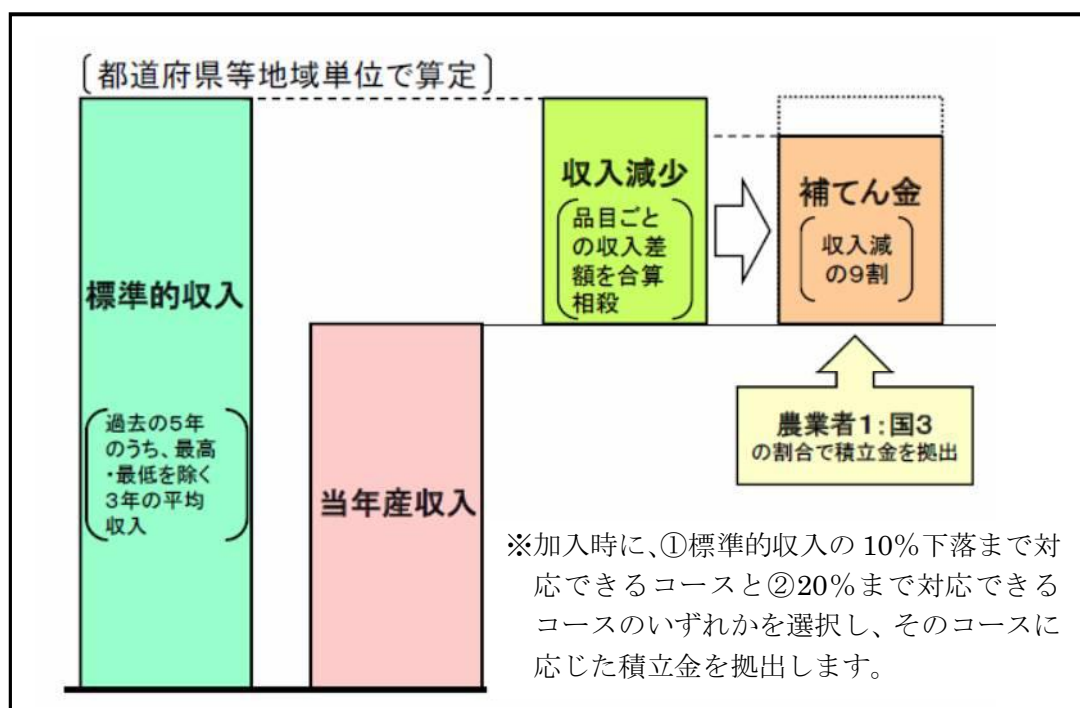
○販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割が補填されます。

※ 一定額の積立金を拠出（20%の収入減に備えた額が上限）。

※ 国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限。

※ 収入減少による補填が行われなかった積立金は翌年以降の積立となります。

○米のナラシ対策では、検査等級、販売数量が分かる書類が必要です。



VI. 具体的な支援内容（水田フル活用）

1. 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の生産農業者に交付金を直接交付し、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る

○水田に販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農に対して、交付金を直接交付。

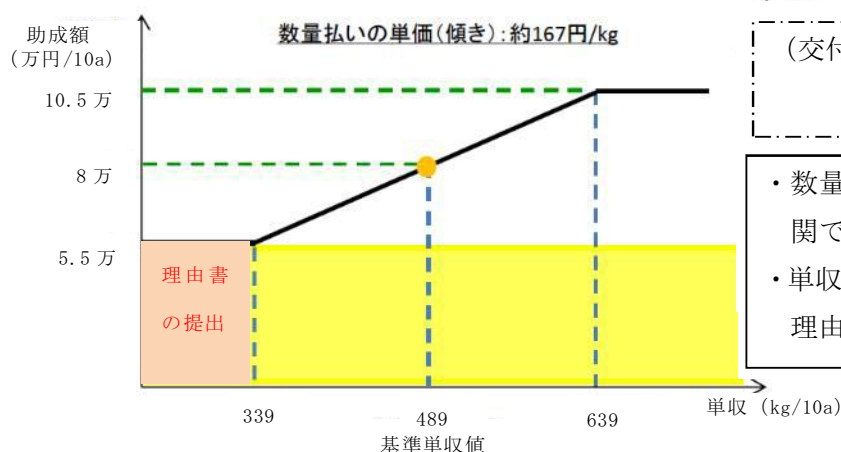
※ 自家加工品（販売目的）の製造原料とする場合や自らも畜産経営のために対象作物を生産する者も対象となります。

※ 戦略作物助成は、当年産において1水田当たり1作物となります。

1. 1 戦略作物助成

○交付額

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5～10.5万円／10a



$$(\text{交付金単価}) = (\text{一定単価: } 5.5 \text{ 万円/10a}) + (\text{数量払分の単価})$$

- ・数量払分の助成については、農産物検査機関で数量の確認を受けていることが条件
- ・単収が（基準単収値－150kg）に満たないと理由書の提出が必要となります。

◆栽培方法や肥培管理が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は支払われません。

（WCS用稲や飼料用米等の新規需要米についても、捨てづくりとならないよう適切な肥培（主食用水稻と同等の）管理をお願いします）

◆実需者との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件です。

◆加工用米及び一括管理方式による飼料用米（主食用品種）に取り組む方は、当初契約数量の出荷が必要です。

◆飼料作物の出荷・販売契約書及び販売伝票として、利用供給では利用供給協定書が、自家利用では自家利用計画書と自家加工販売実績書（参考様式3）が必要となります。

1. 2 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕蓄連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。国から配分する資金枠の範囲内で、県や市の再生協議会が決めた助成内容に応じて支援します。

＜助成の要件と交付単価（予定）＞ （県や市の要件や単価は今後確定します）

取組内容	H30 年度単価		H31 年度予定単価		備 考
	最終値	単位	当初値	上限値	
（大分県）					
①晩期穂肥の施用（米粉用米）	12,000	円/10a	10,000	12,000	
②二毛作助成（飼料作物、麦、加工用米）	14,600	円/10a	12,000	15,000	上限単価引下げ予定
③耕蓄連携	13,000	円/10a	10,000	13,000	上限単価引下げ予定
④多収品種の導入（飼料用米、米粉用米）	12,000	円/10a	12,000	—	
⑤麦新品種作付加算（トヨノホシ）	10,000	円/10a	10,000	—	
⑥醤油用小麦作付加算（醤油用小麦）	8,000	円/10a	5,000	8,000	
⑦高収益作物移行助成（戦略作物）	50,000	円/10a	50,000	—	要件（連単要件の有無）等を見直す予定
⑧水田汎用化助成（高収益作物）	50,000	円/10a	50,000	—	要件（作付年数による差）等を見直す予定
⑨乾田直播（飼料用米）	10,000	円/10a	—	—	廃止
⑩加工用米作付加算（加工用米）	12,000	円/10a	10,000	15,000	上限単価引上げ予定
⑪新市場開拓米	20,000	円/10a	20,000	—	
⑫畑地化	105,000	円/10a	105,000	—	
（由布市）					
①麦の生産性向上（基幹、二毛作）	100	円/kg	64	100	4月以降に確定
②大豆の生産性向上	200	円/kg	153	200	4月以降に確定
③地域重点作物作付推進	20,000	円/10a	20,000	24,000	4月以降に確定
④加工用米の安定供給	6,000	円/10a	4,500	6,000	4月以降に確定
⑤一般作物推進助成	13,000	円/10a	11,000	14,000	4月以降に確定
⑥飼料用米の生産性向上	4,500	円/10a	5,000	6,500	4月以降に確定
追加配分の特定取組（由布市）					
⑦加工用米複数年契約（基幹、二毛作）	12,000	円/10a	—	—	廃止
⑧そば、なたね助成（基幹）	20,000	円/10a	20,000	—	

※ 産地交付金の具体的要件や確認方法、単価等は2月段階での案です。

※ 市の単価は現段階の案を示しています。4月以降に申請者に1回目配分時の単価や要件を連絡する予定です。

※ 今後確定していく中で名称や要件等が変更される場合は、必要に応じて対象者にお知らせします。

(1) 県の助成要件について

○ 二毛作助成

水田における「主食用米＋戦略作物」、「戦略作物＋戦略作物」の組み合わせによる二毛作に対する助成です。

○ 耕畜連携助成

飼料用米のわら利用、粗飼料生産水田での放牧、資源循環の取組に対して、飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）に助成されます。

< 具体の要件 >

※わら利用：・わら専用稲の生産及び飼料用米生産は場の稲わら利用の取組

※水田放牧：・1 ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上（育成牛2頭で成牛1頭）

・対象牛は、概ね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛

・1 ha当たりの延べ放牧日数が180頭日以上である

※資源循環：・粗飼料生産水田（<資源循環の粗飼料とは>を参照）への堆肥散布

・自己の堆肥でないこと。また自己の散布でないこと

・堆肥の散布量が、10a当たり2トン又は4m³以上である

<対象作物とは> 二毛作助成と耕畜連携助成は、下記の作物が対象です。

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WC S用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、センチピードグラス、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

＜県の要件における留意事項等（参考）＞ （以下についても、4月以降に確定します）

○醤油用小麦作付加算：（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者

（要件）醤油用小麦「ミナミノカオリ」「ニシノカオリ」を50a以上作付する数量払の申請者で、全収量に占める2等以上の比率が7割以上であること。

（確認方法）播種前契約書、共済引受面積（醤油用である）、農政局の数量払データ

○麦新品種作付加算：（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者

（要件）二条大麦（トヨノホシ）を50a以上作付する数量払の申請者で、全収量に占める2等以上の比率が7割以上であること。

（確認方法）播種前契約書、共済引受面積（醤油用である）、農政局の数量払データ

○高収益作物移行助成：（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体

（要件）ほ場整備前に対象作物を作付していた水田に、新たに高収益作物（県戦略品目及び地域推進品目）を継続的（3年以上）作付することを誓約し、ほ場整備等を経て、水田を畑地化する生産者（助成は対象作物の最終作付年度のみ）。連たん要件有り。

（検討中）取組やすいように連たんの有無で交付金単価を変更予定

（確認方法）誓約書（ほ場整備後、3年以上「水田汎用化」の対象作物を作付する）共済引受面積、作業日誌、出荷販売契約書と実績報告書等

○水田汎用化助成：（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体

（要件）戦略作物等を作付していた水田に、新たに高収益作物（県戦略品目及び地域推進品目）を継続的（3年以上）作付することを誓約する生産者（作付初年度のみ）。連たん要件有り。

（検討中）取組年数で交付金単価を変更予定

県戦略品目（白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ、かぼす、なし、ハウスみかん、ぶどう、キク、スイートピー、茶）及び地域推進品目

（にんにく、とうがらし、ほうれん草、なす、レタスの予定）

（確認方法）誓約書（ほ場整備後、3年以上「水田汎用化」の対象作物を作付する）輪作を行う場合は、3年分の作付面積を明記、最小面積を交付対象とする。

共済引受面積、作業日誌、出荷販売契約書と実績報告書等

○加工用米の作付加算：（対象農業者）以下の①～⑤のいずれかの要件を満たすこと。

①担い手で複数年契約の取組者を除く

②加工用米を1ha以上（中山間地は50a以上）作付していること。

③実需者ニーズの高い品種「ヒノヒカリ」または「たちはるか」を作付していること。

④酒造用として出荷していること。

⑤堆肥散布または土壌改良材を投入したほ場で生産されたこと。

※ 県域設定の「高収益作物移行助成」と「水田汎用化助成」を申請する場合の要件の詳細については由布市再生協議会へ御相談ください。

（２）市の助成要件について

P4のⅣの２で示しましたように、平成30年度より見直しが行われ、個票の要件や単価等は、平成31年4月以降に明確になります。

下記の要件やp10の予定単価は、見直される可能性があります。ここでは、平成31年2月段階での考えを示しています。御了解ください。

<市の要件における留意事項等（参考）>

○麦の生産性向上の取組（数量払）：

（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者で数量払の申請者

（要件）生産性向上の取組として、17要件のうち9技術に取り組み単収向上に取り組む。

○大豆の生産性向上の取組（数量払）：

（対象農業者）認定農業者、集落営農、認定新規就農者で数量払の申請者

（要件）生産性向上の取組として、17要件のうち9技術に取り組み単収向上に取り組む。

○地域重点作物の作付推進助成（面積払）：

（対象農業者）地域で特に振興する高収益作物（甘ねぎ、白ねぎ、オクラ、にんにく、とうがらし、ほうれん草）を栽培し、生産者集団を通して販売するか一定以上の面積を作付し、大消費地や近隣の大規模な直売店等に販売する農業者。にんにくは、基幹又は二毛作とする。

（要件）販売する生産者集団の構成員または10a以上栽培・販売する個人

○加工用米の安定供給に向けた取組（面積払）：

（対象農業者）加工用米を面積換算値で1ha以上作付する農業者

○一般作物作付推進助成（面積払）：

（対象農業者）地域振興作物以外の高収益作物（野菜、花き）を栽培し、生産者集団を通して販売するか地域内の旅館や道の駅、その他の直売所や卸売市場等での販売、ネットによる個人販売等多様形態で販売する農業者

（要件）販売する生産者集団の構成員または10a以上栽培・販売する個人

○生産性向上の取組（晩期穂肥の施用）：

（対象農業者）飼料用米を生産・販売する農業者

（要件）飼料用米の単収増を目標として、専用品種の施肥基準である窒素成分が概ね元肥：穂肥：晩期穂肥＝6：3：4（kg）を概ね満足するように、下記のいずれかの取組を行った上で、窒素成分が10kg/10a以上を満足する取組を行う。

①飼料用米専用の緩効性肥料（一発穂肥）を用いること。

②主食用米の緩効性肥料（一発穂肥）を用いた場合は、晩期穂肥を行う。

③化成肥料や単肥施肥（尿素投入）で対応する場合は、上記の窒素成分を満足する施肥を行う。

※ 当初配分の1回目配分が確定しだい、対象者に対して御連絡いたします。

※ 2回目配分後の単価については、平成32年1月頃になります。必要な方は由布市農業再生協議会へ御連絡いただければ確認できます。

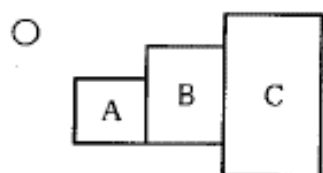
【 連たん要件 】

別 紙

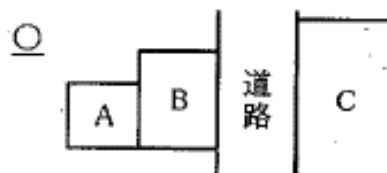
連たんとは、2筆以上の農地がまとまりを構成しており、一連の農作業の継続に支障が生じないものとして、以下のいずれかに該当するものをいう。

ア) 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの

農道または水路等を挟んで接続している2つ以上の農地も連たんとみなす



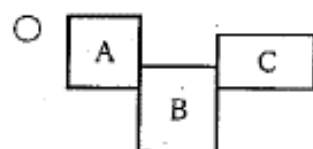
A、B、Cは連たん



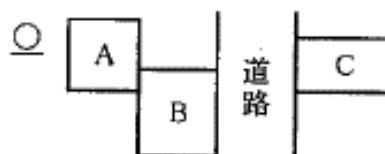
A、B、Cは連たん

イ) 2筆以上の農地が各々一隅で接続しているもの

農道または水路等を挟んで接続している2つ以上の農地も連たんとみなす

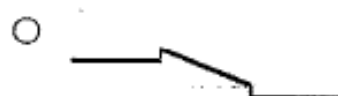


A、B、Cは連たん



A、B、Cは連たん

ウ) 段上をなしている2筆以上の農地に高低の差が農作業の継続に影響しないもの



農作業の継続に影響なければよい

まとまったほ場(連たん要件)が面積要件を満たしていれば交付される。

例) 中山間地で露地栽培の場合(面積要件:50a以上)

[交付対象となる]

A+B+C (連たんである)

対象面積 50a

H+I (連たんである)

対象面積 50a

A+D (連たんである)

対象面積 50a

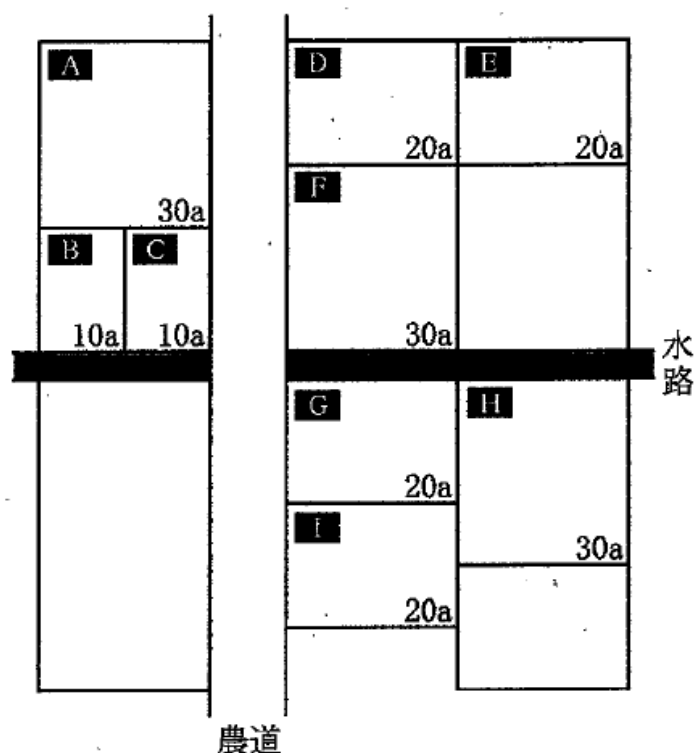
A+F+G (連たんである)

対象面積 80a

A+B+C+H+I

対象面積 100a (50a+50a)

(まとまったほ場が2カ所)



[交付対象とならない]

E+F (連たんでない)

B+C+D+E

(B、C(B+C=20a)は連たん、D、E(D+E=40a)は連たんであるが、

C、Dは連たんでないため、面積要件を満たさない。)

[その他]

A+F+H

対象面積 60a (A+F=60a、HはFと連たんでない。)

VII. 申請に必要な書類と全体の工程

1. 申請に必要な様式事例

各種関連において、○は必須、△は必要に応じて提出

1：畑作物の直接支払交付金 2：水田活用の直接支払交付金

交付金名	様式番号	様式名称	各種関連			頁	備 考
			共通	1	2		
交付金の申請	様式第1号A（表面）	経営所得安定対策交付金交付申請書	○			20	
	様式第1号B（裏面）	ナラシ積立申し出書	△			21	ナラシ受付時に記載
	様式第1号	交付申請の内容（詳細）	—			—	
	様式第1号別紙	経営所得安定対策等交付金の誓約事項	—			22	
	様式第1号別添	個人情報の取扱い	—			24	
	様式第2号	営農計画書	○			—	別刷（カラー見開き）を参照
	様式第3号	交付金振込口座届出書	△			—	通帳表紙裏のコピーを添付
	様式第4号	口座名義人に対する委任状	△			—	通帳表紙裏のコピーを添付
畑作物の直接支払交付金	様式第9－4号	畑作物の自家加工販売（直売所等での販売）計画書		△		—	
水田活用の直接支払交付金	様式第11－1号	出荷・販売等実績報告書兼誓約書			○	—	
	参考様式3 様式第9－4号	水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書			△	—	
	水田活用要領様式第3号	自家採種の種子による取組申請書			△	—	
	—	新規需要米の適正出荷に関する誓約書			△	—	

◆本説明資料には、参考のために添付しています。

◆必要な様式については、由布市農業再生協議会へ御問合せください。

◆様式の一部は、メールでの配信も可能ですので、その場合は目次にあるメールアドレスに連絡を御願いします。

2. その他の様式

必要な様式については、申請書提出後に郵送します。不明な点は由布市農業再生協議会へ御問合せください

交付金名	作物名	様式番号	様式名称	備 考
産地交付金	大豆、麦		・作業日誌（筆毎）	作付面積が1ha以上
水田活用の直接支払交付金	新規需要米 ・米粉用米、・飼料用米 ・飼料用稲（WCS）	別紙様式 3-1 号、3-4 号、4-1 号 別紙、4-2 号、4-4 号、4-5 号の 1, 2、 4-6 号、4-7 号、販売計画書、自家利用 供給計画書、需要者団体構成員一覧	・新規需要米取組計画書 ・契約書、誓約書、栽培・作業日誌 ・適正出荷に関する誓約書	写真の提出（WCS収穫時） 別紙様式4-13号 別紙様式4-15号 様式11-2号、検査証明書
	・飼料用稲（WCS）	由 2 号、由 3 号	・自家利用計画書 ・利用供給協定書	
	加工用米		・加工用米「栽培・作業 日誌」	
	飼料作物	由 1 号、由 2 号、由 4 号、参考様式 3	・利用供給協定書 ・自家利用計画書 ・作付証明書 ・実績報告書（自家利用者のみ）	実績報告書（参考様式3） は次年度の6月までに提出
	麦、大豆、そば	由 4 号、10-4 号	・作付証明書、販売計画書兼報告書	
	耕畜連携 ・わら利用、・水田放牧 ・資源循環	由 7 号、由 8 号、由 9 号 由 10 号、由 11 号	・利用供給協定書 ・自家利用計画書 ・作業日誌	写真の提出 （水田放牧、資源循環）

3. 全体の工程（想定）

平成31年										平成32年							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		交付申請書、 営農計画書等					畑作物の数量払（営農 継続支払、数量払の交付 予定 麦、夏そば：8月～				水田活用交付金の 支払			産地交付金（二 毛作、耕 蓄連携を		ナラシ対策 における交付 金の支払 （発動の場	
		集落説明 会の開催					対象作物の作付確認、数量払の数量										
		交付申請書、営農計画書、 関係書類等の提出					※水田活用の直接支払交付金申請者は、様式第11-1号 を交付申請書等と同時に提出するようお願いします。（11月 19日までに販売伝票等の写し等の提出が困難な場合には、 □ 来年の6月30日までに提出へチェックしてください）										

本対策に加入する農業者の皆様へ



経営所得安定対策等交付金に申請される方は、次の事項を良くお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力願います。

(1) 立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

関係書類等は5年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いします！

① 調査の種類

- 定期点検調査・・・営農計画書どおりに作付されているか、作物の生育状況等を確認します。
- 特別調査・・・・・・関係機関等から提供された情報について、さらに詳細な調査を行う必要がある場合に行います。

② 調査の内容（定期点検調査）

対象者が交付申請した全ての交付金を対象に以下の調査を実施

- 営農計画書に係る調査
営農計画書どおりの作付か、捨てづくりではないか等について確認
- 産地交付金に係る調査
産地交付金が適正に支払われているか等について確認
- 出荷・販売等に係る調査
 - ・ 対象畑作物（原料）の加工品を製造・販売しているか等を確認
 - ・ 申請数量（ナラシ）に交付対象外米穀（種子用、未検査米、規格外米）の数量が含まれていないか等を確認

③ 調査結果後の対応

調査した結果、**誤っているものについては**、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、**交付金の返還等の手続きを行います。**

また、**本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます。**

(2) 捨てづくりの防止について

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、理由書の提出が必要となります。
 - 加工用米、飼料用米（生もみ）
当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみ除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（市町村ごと）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - WCS用稲
近隣ほ場のWCS用稲の生育状況等と比較して十分な収量が得られない
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、捨てづくりが判明した場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(3) 農業者年金との重複申請防止について

－すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ－

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(4) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

- ① 相続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法人化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

平成31年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

☒ 継続 ☐ 新規

フリガナ		申請印		性別		生年月日	
氏名又は法人・組織名		印		男		明治・大正	
フリガナ		女		昭和・平成		年 月 日	
代表者氏名 (法人・組織のみ)		経営形態		認定状況			
住所		☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人		☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 集落営農 ☐ 認定なし			
		電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)			
		法人番号					
【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)					
加入している		加入していない		有 (人)		無	

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
 ※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
 ※ゲタ交付金(数量払・面積払の両方)を申請するを選択された方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」の面積に係る作付予定面積、積立金記載する必要があります。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。			
交付金名→	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
年産の申請	する ☒ しない ☐	する ☒ しない ☐	する ☒ しない ☐
(参考)前年産の申請状況	有	有	無

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)					
交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある ☒ ない ☐	てん菜	ある ☒ ない ☐	新市場開拓用米	ある ☒ ない ☐
小麦	ある ☒ ない ☐	てん粉原料用ばれいしょ	ある ☒ ない ☐	飼料作物	ある ☒ ない ☐
二条大麦	ある ☒ ない ☐	飼料用米	ある ☒ ない ☐	そば	ある ☒ ない ☐
六条大麦	ある ☒ ない ☐	米粉用米	ある ☒ ない ☐	なたね	ある ☒ ない ☐
はだか麦	ある ☒ ない ☐	WCS用稲	ある ☒ ない ☐	産地交付金の地域振興作物	ある ☒ ない ☐
大豆	ある ☒ ない ☐	加工用米	ある ☒ ない ☐		

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)	
登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし ☒ 新規 ☐ 変更あり ☐	同意する ☒

交付申請者管理コード	市町村協議会等	【地方農政局等】
「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード		

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印付けてください。

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に
☒ チェックしてください

氏名、住所を記入して押印してください(認印でもかまいません)。氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は、訂正してください。

申請する交付金には「する」に、しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、しない作物には「ない」に○印を付けてください。

該当する欄に○印を付けてください。

次に続きます

様式第1号（裏面）

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

☐ 10%の減収に対応した積立金を納付予定 ☐ 20%の減収に対応した積立金を納付予定

本年の積立コースのいずれかに
☑ チェックしてください。

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

☐ 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

☐ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

確認事項に ☑
チェックしてください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**
 - (4) **必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合**
 - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない場合**

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しまし

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度（収入保険制度を含む）、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支援対策、人・農地問題解決推進事業、農地集積・集約化対策事業、地域農業経営再開復興支援事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産粗飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

《水田活用の直接支払交付金における販売伝票等の提出留意事項》

項 目		留 意 事 項 等
確認書類（伝票）に係る注意事項	共通	●「鉛筆」による記入は不可。 ●訂正する場合の「修正テープ」「修正液」の使用も不可。 ●「住所記入欄」がある場合は、必ず「住所」が記入されていること。またその際は、必ず「様式第12-1号」と同一である必要があります。 ●「申請者」と「伝票名義」が相違する場合は、必ず「申請者名義」を追記し相互関係を補筆してください。（家族関係、会社と代表者の関係等） ●「年月日」の「年度」又は「年産」の記入がされていること。（「30年産」、「30年度」等の記入）
	伝票（個票）	●提出する際は、出来るだけ鮮明なもの、また必要項目（氏名・作物名・金額等）が明確であることを確認してください。 ●「出荷証明書」、「販売証明書」等の「証明書」の場合は、必ず証明者の印が押印されていること。
	一括証明	● 証明年月日及び一括証明者の印が押印 されていること。
	利用供給協定書	●「利用供給協定書」に「別紙」がある場合は、必ずセットで提出してください。 ●「利用供給協定書」又は「別紙」に必要項目（注1）とその内容が明記されていること。 ●「畜産農家」の「氏名」及び「住所」も正確に記入されていること。
	参考様式3	●必ず 「原本」を提出 してください。（コピーは不可）
	自家加工販売・直売所等での販売	
	飼料作物の自家利用	●「参考様式3」を提出してください。（自家利用計画書では不可。） ●「参考様式3」は必ず「原本」を提出してください。（コピーは不可）
耕畜連携	利用供給協定書	●「利用供給協定書」に含まれるべき事項について、別シート「 利用供給協定事項 」を参照してください。（共通）
	自家利用計画書	●戦略作物助成等における飼料作物の自家利用については、「自家利用計画書」ではなく「参考様式3」を提出して頂きますが、 耕畜連携における自家利用については、「自家利用計画書」を提出 してください。（わら利用・水田放牧）
	作業日誌	●放牧日数（期間）及び頭数が記載されていること。（水田放牧） ●堆肥の散布量が記載されていること。（資源循環）

※注1 「必要項目」とは、

- 「取組の内容」
- 「圃場の場所、面積」
- 「協定項目」…①飼料作物名、②利用形態、③利用数量、④生産物の受け渡し方法、⑤価格、⑥刈り取り時期、⑦協定期間

【参考】 利用供給協定に含まれるべき事項

◎ 各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載してください。

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)

2 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

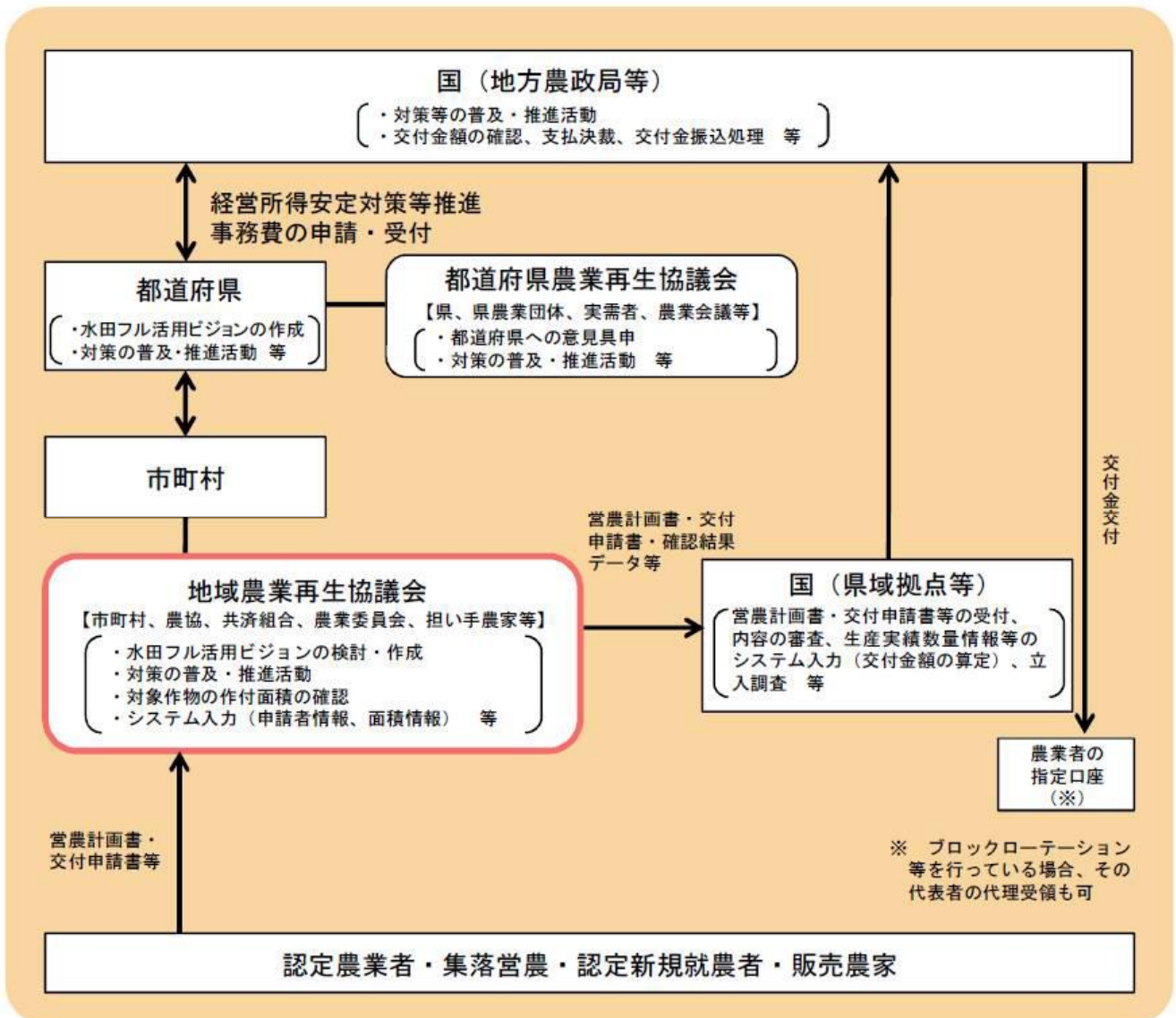
- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)

3 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)

経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



（参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。

4. W C S 用稲及び飼料用米に係る工程

飼料用稲(WCS)

4月・5月頃(申請等)	6月30日(申請等)	7月～8月(現地確認)	12月20日(報告等)
①申請書、細目書の提出 ②様式12-1号の提出	①自家利用計画書・利用供給協定書の提出 ＜自家利用＞ ②4-1号、4-5号、別紙、自家用利用計画書、適正出荷に関する誓約書 ＜利用供給＞ ②4-1号、4-4号、別紙、適正出荷に関する誓約書	①確認旗の設置 ②作付の確認	①生産集出荷数量報告(4-13号) ②収穫前後の写真 ③作業日誌
注) 細目書の提出は、今年から4月19日までの提出を お願いします。		自然災害・鳥獣被害等の発生 ・由布市農業再生協議会への状況報告 ・写真撮影 ・理由書等の作成	注) 新規需要米の出荷数量報告 (4-13号)は、今年から11 月20日までに提出しないと 12月支払となりません。

飼料用米

4月・5月頃(申請等)	6月30日(申請等)	7月～8月(現地確認)	12月20日(報告等)
①申請書、細目書の提出 ②様式12-1号の提出	①自家利用計画書・利用供給協定書の提出 ②3-1号、4-1号、4-4号、4-5号、別紙、自家用利用計画書、適正出荷に関する誓約書 ＜利用供給＞ ②4-1号、4-2号、4-4号、別紙、適正出荷に関する誓約書	①確認旗の設置 ②作付の確認	①生産集出荷数量報告(4-13号) ②売渡実績数量報告(4-15号) ③水田活用交付金における数量報告(12-2号) ④作業日誌、検査証明書 (JA等との契約者は除く)
※ 「適正出荷に関する契約書」について、JA等を通して出荷する農業者は、契約書に記載予定であり、別途での提出は必要なし		自然災害・鳥獣被害等の発生 ・由布市農業再生協議会への状況報告 ・写真撮影 ・理由書等の作成	

VIII. 平成 31 年産米の生産の目安について

1. 米の需給調整の方針

○平成 31 年度も水田をフル活用し、水稻・麦・大豆や飼料用米等の戦略作物の推進、そして収益性の高い園芸品目の導入を推進するため、以下の取組を推進します。

- ① 需要に応じた米の計画的生産 ⇒ 「生産の目安」を提示し、周知の徹底。
- ② 主食用米から高収益作物への転換 ⇒ 所得向上のため、米偏重農業の脱却と収益性の高い園芸品目導入を促進
- ③ 土地利用型作物の低いコスト化 ⇒ 農地集積と低コスト化の促進
- ④ 水田活用直接支払交付金の活用 ⇒ 戦略作物の生産性向上や園芸品目への転換、産地づくり

○生産者自らが経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるように、農林水産省は各産地における販売や在庫の状況に関するきめ細かい情報を「米のマンスリーレポート」(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>)を毎月発行することで、各産地別の需給・価格情報等の一層の見える化を行っています。

2. 平成 31 年産米の生産の目安について

○平成 31 年産米の「生産の目安」については、各市長村に対して県を通して以下の方法により、「米の需給安定に向けた目安」の値が示されています。

- (1) 国が示す「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」に基づいた生産量より、市町村別のシェア（H27シェア率）で按分することにより設定する。
- (2) 面積換算値は、当該市町村の基準単収を用いて生産量を面積に換算する。

○平成 30 年度の主食用米の作付面積の実績値と県を通して示された目安値等より、平成 30 年度の作付率と同じ値としても、平成 31 年度の作付面積の目安値は達成可能と判断されます。

○従って、由布市の水稻作付率の設定値は由布市全域で一定とし、下表に示すように82%とします。

＜平成 31 年度産米の生産の目安＞

市町村名	米の需給安定に向けた目安			水稻作付率 の平均値	水稻作付率の 設定値
	米生産の目 安値(t)	面積換算値 (ha)	基準単収 (kg/10a)		
由布市	7,522.3	1,541	488	63.4%	82%

IX. その他の注意点（重要）

1. 交付申請書・営農計画書の提出について

- 経営所得安定対策の対象となるほ場については、営農計画書（水稻共済細目書）にすべて記載してください。営農計画書には、基本的には昨年の実績を基に記載されますので、新たに購入したり、新たに借りて耕作される土地（基本的に農業委員会を通しての貸借の契約が必要です）等については営農計画書に追記してください。
- 逆に売買された土地や他の人へ貸されている土地がある場合は、売買した事やどこの誰に貸しているか等を細目書の備考欄に記載してください。
- 記載されている内容をもとに交付金は算定されます。誤記入や記入漏れのないよう提出前に必ず確認して下さい。また、水稻、麦、大豆は共済加入の筆、地番、面積が合致しているかも確認して下さい。
- 作付品目（作物）の変更や作付面積の変更等があった場合は、速やかに再生協議会に申し出て営農計画書の修正を行って下さい。
- 交付金の申請をされた筆について、適切に作付されているか現地確認を実施する予定です。申請筆の現地確認作業では、ほ場周辺の字図で確認の上、適宜品目（作物）の作付状況や作柄の確認を行う場合もあります。本人の了承を得ずの確認を認めない方は、連絡を御願います。（了承されない場合は、期日等を制約した条件下での確認作業となりますので全てが御希望に添うかは不明です。御了承御願います）
- 水田活用の直接支払交付金に必要な「様式11-1号」が提出されていないと交付金は支払われません。「様式11-1号」は、申請書といっしょに提出していただきますよう御願います。
- 営農計画書は平成31年4月19日までに由布市農業再生協議会に提出して下さい。（湯布院地域・挾間地域については地域整備課 農林係でも受け取りをお願いする予定です）交付申請書は、後からの提出でも結構ですが、提出されるまでは未申請として扱います。
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の交付を受けようとする農業者については、交付対象者であることが確認できる書類として、下記の書類を交付申請書（様式第1号）に追加して提出して下さい。
 - ①認定農業者にあつては、農業経営改善計画認定書の写し
 - ②特定農業法人又は特定農業団体にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
 - ③認定新規就農者にあつては、青年等就農計画認定書の写し

2. JAおおいた《中西部事業部》からのお知らせ

○ 平成31年産米買い入れ品種及び契約について

- ・ヒノヒカリ、ひとめぼれ、コシヒカリ、にこまる、あきまさり、つや姫（契約栽培）の6品種とします。
- ・その他品種につきましても上記同様に買入をおこないます。

○ 平成31年産加工用米について

- ・ヒノヒカリ、ひとめぼれ、コシヒカリ、にこまる、あきまさりの5品種を加工用米の買入品種となります。
- ・等級は、1等から3等以内です。

※規格外は加工用米の対象になりません。

- ・個別に出荷契約書を送付しますので必ず提出をお願いします。
- ・昨年度実績がない方に付きましては、加工用米の契約が出来ない場合がありますのでご了承下さい。

注 加工米は契約栽培になります。近年加工用米を契約し出荷がされない方がおり、出荷されない方については、九州農政局の立ち入り調査及び補助金の返納の対象にもなりますので契約される方は、必ず契約数量の出荷をお願いします。

○ 飼料用米・大豆・麦については、必ず出荷契約を締結して下さい。

お問い合わせ先

JAおおいた 中西部事業部 農畜産1課
TEL 097—582—2755

＜＜稲こうじ病について＞＞

1 発生要因について

- ・ 出穂前に雨が多く、日照不足の年
- ・ 多窒素、山間地など寡日照圃場
- ・ 飼料用米等多収品種で発生しやすい
- ・ 前年に稲こうじ病が発生した圃場
(前年圃場に落下した孢子が感染源になる)

2 感染時期・症状

- ・ 穂ばらみ期に主に感染する。
- ・ 穂に、粳より大きな黒や黄色い塊がつく。

3 防除対策

- ・ 窒素の多施用や遅い時期の追肥は行わず、施肥基準を遵守する。
- ・ 一度発生した圃場では毎年発生しやすくなるので、前年発生した圃場は必ず薬剤散布を行う。
- ・ 稲こうじ発生後では、効果のある薬剤がないため必ず出穂前に薬剤を散布する

薬剤名	使用量	防除適期	防除効果	備考		飼料用米防除		W C S 防除
						出穂前	出穂後	
Z ボルドー粉剤 D L	3～4kg/10 a	出穂 10 日～20 日前	大	出穂 10 日前以降の使用は避ける (薬害)		○	×	○
ボルドー水和剤	2000 倍 60～150ℓ	出穂 10 日～20 日前	大	出穂 10 日前以降の使用は避ける (薬害)		○	×	○
モンガリット粒剤	3～4kg/10a	移植直後 出穂 3～2 週間前	中	収穫 45 日前まで	湛水状態で散布	○	○	×
ブラシン粉剤 D L	3～4kg/10a	出穂 10 日～14 日前	中	収穫 7 日前まで		○	×	×

4 発生後の対応方法

- ・ 収穫前に可能な限り病穂を取り除く。
- ・ 発生の無い圃場と区分して、収穫・乾燥・調整を行う。
- ・ 多発生圃場から他の圃場に菌を拡散させないように、作業終了後には機械等の洗浄をする。

5 出荷時の注意点について

検査時に一粒でも稲こうじが混入すると規格外になりますので、病穂は事前に取り除いて下さい。

Memo

提出物の記載では、必ず黒か青のボールペンを使用してください。
(鉛筆や消えるボールペンでは記載内容が消えますので、使用しないようお願いします。)

経営所得安定対策における交付金申請書、営農計画書（細目書）
及び各種様式について不明な場合は、下記にお問合せください。

〒879－5421

由布市庄内町柿原302 由布市役所本庁舎 新館1階

由布市農業再生協議会 事務局

直通電話 097－547－7145

F A X 097－547－7146

メールアドレス： yufusisai@gmail.com

各種書類の受け取りは、下記の地域整備課にもお願いする予定です。

由布市役所湯布院仮庁舎地階 地域整備課 農林係

由布市役所挾間庁舎2階 地域整備課 農林係